

# 旧簡易ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給地点

## (中国経済産業局所管分)の指定を解除します

令和2年5月1日  
中国経済産業局  
資源エネルギー環境部  
電力・ガス事業課

経済産業省中国経済産業局は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号。以下「改正法」といいます。）附則第28条第2項の規定に基づき旧簡易ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給地点の指定を令和2年9月1日付けで解除することとしました。（1事業者1供給地点群）

### ○概要

平成29年4月のガス小売全面自由化に当たり、需要家の利益を保護する観点から、旧簡易ガスみなしガス小売事業者と他のガス小売事業者や他燃料事業者との間に適正な競争関係が確保されていない供給地点（旧簡易ガス団地）を指定旧供給地点として指定し、当該地点の旧簡易ガスみなしガス小売事業者に対し経過措置料金規制を課しています（改正法附則第28条第5項の規定に基づく指定）。

今年2月に、指定旧供給地点での競争状況について、経過措置料金規制が課された事業者から報告を徴収したところ（ガス関係報告規則（平成29年経済産業省令第16号）附則第4条の規定に基づく報告徴収）、参考資料リスト掲載の供給地点群（旧簡易ガス団地）における指定旧供給地点が指定の解除基準を満たしたことから、3月13日から4月13日にかけて、指定の解除に関するパブリックコメントを実施しました。

パブリックコメントの御意見はありませんでしたが、電力・ガス取引監視等委員会の意見を踏まえ検討を行った結果、令和2年9月1日付けで、参考資料掲載の供給地点群（旧簡易ガス団地）における指定旧供給地点の指定を解除することとしました（改正法附則第28条第2項の規定に基づく指定の解除）。

### <参考資料>

○旧簡易ガスみなしガス小売事業者・指定解除供給地点群

(本件のお問い合わせ先)  
中国経済産業局 資源エネルギー環境部  
電力・ガス事業課  
担当：岡田  
電話：082-224-5736（直通）

<参考資料>

旧簡易ガスみなしガス小売事業者・指定解除供給地点群

事業者名	指定解除供給地点群名	指定解除供給地点群所在地
伊藤忠エネクスホームライフ西日本株式会社	高屋東第2ニュータウン	広島県東広島市